

米子市共同募金委員会助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動する福祉団体・施設やNPO・ボランティア団体を応援するため、米子市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、米子市内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）等の地域団体及び福祉団体・施設やボランティア団体とする。

(助成申請)

第3条 助成を受けようとするものは、本会が定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、本会までに提出しなければならない。

(審査)

第4条 本会の会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い審査委員会に諮ったうえで、助成の可否等について決定し、申請団体に「助成金内定通知書」を送付する。

2 募集対象事業は次のとおりとする。

- (1) 米子市社会福祉協議会が行う地域福祉活動費、又は、地区社協等が行う福祉推進のための活動費。
- (2) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動費。
- (3) 社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業等を行う団体、施設が取り組む地域福祉推進のための事業費。

3 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は助成対象とはしない。

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 営利のために行っているとみなされるもの。
- (3) 政治、宗教、組合等の運動をその方法として行うもの。
- (4) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの。

- (5) 経営の基盤、管理が不十分で地域住民から信頼されていない者が行うもの。
- (6) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。
- (7) 当年度において共同募金と重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとするもの。
- (8) 助成による効果が期待できないもの。
- (9) 他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (10) 介護保険事業又は障害者総合支援事業として行われるもの。
- (11) その他、本会において適当と認められないもの。

(助成額の決定)

第5条 被助成団体への助成金の決定は、地域助成額が決定してから「助成金決定通知書」を通知するものとする。

(交付請求)

第6条 被助成団体は、前項の通知を受け、助成金を受けようとする時は、別に定める「助成金請求書」を本会の会長あてに提出する。

(助成金の交付)

第7条 本会は、第6条による助成請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を送金する。

(助成事業の変更)

第8条 助成決定後、本会が指定した事業についてやむを得ない事情により変更したいときは、事前に「変更申請書」を提出して本会の許可を得なければならない。

(事業完了報告)

第9条 被助成団体は、助成事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは、被助成団体に対して調査を行うことができる。

(助成金額の確定)

第10条 本会は、前条第1項により報告書等が提出されたときは、助成事業

の実施内容及び収支決算書が適正であるかを審査し、適正であると認められたときは、助成金交付額を確定し、被助成団体に対して「確定通知書」を通知することとする。

(助成金の経理)

第11条 被助成団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を呈示するものとし、監査を拒むことはできない。

(助成の取消)

第12条 被助成団体が次の項目に一つでも該当する時は、助成金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 経営状態がきわめて不良と認めた場合。
- (2) 経理状態がきわめて不良を認めた場合。
- (3) 助成決定後、事業の一部又は全部を廃止した場合。
- (5) 事業の実施にあたり、本会が改善を求めた事柄についてその努力をしないもの。また、改善の見込みがないと認められるもの。
- (6) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。
- (7) その他本会が不相当と認めた場合。

(助成事業の明示と広報)

第13条 被助成者は、助成金の使途をはじめ、助成事業の全般について常時内容を明確にしておかなければならない。

2 被助成者は、被助成事業に共同募金の助成金によってなされたものであることを表示するとともに、住民等に対して助成金の被助成及び助成事業について有効な広報に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、保有する個人情報を適正に取扱う。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

米子市共同募金委員会助成基準

助成基準設定の主旨

共同募金の助成は、「米子市共同募金会助成実施要綱」に定めるほか、この助成基準により、適正で効果的に行うものとする。

助成金は、申請した翌年度の事業費に充当することとする。ただし、地域歳末たすけあい事業にあっては、申請した年度とする。

一般募金 (赤い羽根募金)	I. 地域福祉活動事業助成	<p>米子市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉推進のための事業</p> <p>(1) 米子市社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び助成事業計画等に基づいて適正に助成を行うこととする。</p> <p>(2) 地区社会福祉協議会事業助成として各地区の前年度戸別募金実績額から目標額の50%を引いた額の90%の金額以内とする。</p>
	II. NPO・ボランティア団体・小規模作業所等助成	<p>福祉を目的とする事業の分野において活動する非営利団体及び小規模作業所等が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業</p> <p>必要と認める事業費(助成対象経費)の4/5以内で、30万円を上限とする。(1団体、1事業に限る。)</p>
	III. 民間社会福祉施設助成	<p>市内の団体・施設が取り組む地域福祉推進のための事業</p> <p>必要と認める事業費(配分対象経費)の4/5以内で、30万円を上限とする。(1法人、1事業に限る。)</p>
歳末募金	IV. 地域歳末たすけあい事業助成	<p>歳末たすけあい運動の主旨に基づく事業</p> <p>米子市社会福祉協議会が年末年始に取り組む地域福祉推進のための事業に助成を行うこととする。</p>

I. 地域福祉活動事業助成基準

1. 目的

米子市社会福祉協議会及び米子市内の地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉推進のための事業を支援する。

2. 助成対象事業

- (1) 広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
- (2) 住民に対し直接サービスを提供する事業。
- (3) 小地域福祉活動を推進する事業。
- (4) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
- (5) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
- (6) 高齢者の生きがい増進事業。
- (7) 障がい者の社会参加、就労促進事業。
- (8) ボランティア活動の推進事業。
- (9) 児童・生徒の社会活動の推進事業。
- (10) 区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業。
- (11) その他、本会会長が特に必要と認める事業。

3. 助成の対象としない事業

- (1) 団体の構成員のみを対象として実施する事業。
- (2) 公的資金ないし他の補助金により行われている事業。
- (3) 行政からの受託事業。
- (4) 営利を目的とする事業。

4. 助成の対象としない経費

- (1) 施設設備、機器等の維持管理経費。
- (2) 事業に直接関係しない事務経費。
- (3) その他本会が不相当と認める経費。

5. 助成基準額

米子市社会福祉協議会事業・地区社会福祉協議会事業

- (1) 米子市社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び助成事業計画等に基づいて適正に助成を行うこととする。
- (2) 各地区の前年度戸別募金実績額から目標額の50%を引いた額の90%の金額以内とする。

Ⅱ. NPO・ボランティア団体・小規模作業所等助成基準

1. 目的

社会福祉及び地域福祉の推進の重要な担い手となる NPO・ボランティア団体及び知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者等を対象に設置されている小規模作業所等が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業を支援する。

2. 助成対象要件

米子市内を活動の範囲として、福祉を目的とする事業（保健、医療、教育、まちづくり、環境などで社会福祉に関する活動を含む）の分野において活動中又は活動しようとする非営利の団体及び知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者等を対象とした小規模作業所または、障害者総合支援法上の地域活動支援センターを運営するもので、次の要件を満たすものとする。

- (1) 特定の個人、団体、機関等に左右されない組織及び事業の運営がなされていること。
- (2) 代表者の氏名及び事務局の所在地が明確であること。
- (3) 規約及び構成員名簿を整備していること。
- (4) 適正な経理事務が行われていること。
- (5) 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

3. 助成対象事業

実施によって大きな効果が期待できると認められる、年度末までに完了する次の事業を対象とする。

- (1) 対象者に対する直接的なサービス・支援を行う事業。
- (2) 事業の実施に直接必要な経費。
- (3) 行政又は他の助成団体等の補助及び助成を受けていない事業であること。
- (4) その他、本会会長が特に必要と認める事業。

4. 助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科目	説明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
交通費	活動の係るスタッフ等の交通費
燃料費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費
雑費	上記の内、他のいずれかにも属さない費用

※交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費は、助成の対象としない。

※介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費については対象としない。

※領収書をとることができない経費及び他の事業と共有の経費であり、領収書を分けることができない経費については対象としない。

5. 継続助成事業の取り扱い

同一事業に対する継続助成を3年以上にわたって受けている場合は、該当する助成は原則として行わない。ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

6. 助成基準額

必要と認める事業費（助成対象経費）の4/5以内で30万円を上限とする。

（1団体、1事業に限る。）

Ⅲ. 民間社会福祉施設助成基準

1. 目的

米子市内のみに事業所を有する社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う団体・施設が取り組む地域福祉推進のための事業に対し支援を行う。

2. 助成対象要件

社会福祉法人及びこれに準ずる団体が経営し、第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業を行う団体・施設で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 自己努力してもなお事業実施のための財源の確保が困難であること。
- (2) 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

3. 助成対象事業

次に掲げる条件を満たす地域福祉推進のための事業を助成対象とする。

- (1) 年度末までに完了する単年度事業であること。
- (2) 事業の実施に直接必要な経費。
- (3) 行政又は他の助成団体等の補助及び助成を受けていない事業であること。
- (4) その他、本会会長が特に必要と認める事業。

4. 助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科目	説明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
交通費	活動に係るスタッフ等の交通費
燃料費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費
雑費	上記の内、他のいずれかにも属さない費用

※交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費は、助成の対象としない。

※介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費については対象としない。

※領収書をとることができない経費及び他の事業と共有の経費であり、領収書を分けることができない経費については対象としない。

5. 助成対象の欠格要件

- (1) 本会から資料提供等の求めに対し的確かつ適正に応じないもの。
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。
- (3) 経理状況が極めて不良と認めるもの。

6. 継続助成事業の取り扱い

同一事業に対する継続助成を3年以上にわたって受けている場合は、該当する助成は原則として行わない。ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

7. 助成基準額

必要と認める事業費（助成対象経費）の4/5以内で30万円を上限とする。（1法人、1事業に限る。）